

平成23年度の保育所入所者を募集いたします！



申込期間： 11月15日(月)から12月24日(金)
(土曜、日曜及び祝日を除く。)
申込場所： 本庁 健康福祉課・総合支所 福祉課・町内各保育所

※申込書は、各申し込み場所に用意していますので、児童1人につき1部提出して下さい。
また、継続して入所を希望される人も申し込みが必要です。

保育所とは

保育所は、保護者の労働等により家庭において保育をすることができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設で、児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

入所できるのは

児童の保護者が次のいずれかに該当し、同居の親族その他の者(65歳以上の方を除く。)も保育できないと認められる場合です。

- ①家事以外の仕事をしている。
- ②妊娠中又は出産後間がない。
- ③病気や怪我をしている。
- ④心や身体に障害がある。
- ⑤長期にわたり同居の親族を常時看護(介護)している。
- ⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑦求職活動中である。

町内の保育所

保育所名	公立/私立	定員	住 所	電話番号
神尾保育園	公立	60	和水町津田1436-1	0968・34・2636
きくすい保育園	私立	150	和水町前原285-1	0968・86・5655
あおば保育園	私立	30	和水町板楠2442	0968・34・2009
春富保育園	私立	45	和水町東吉地767	0968・34・2074

その他

※定員を超える申し込みがあった場合には、選考により保育の必要度が高い児童の順に入所を決定しますので、あらかじめご承知ください。

※町外の保育所へ入所を希望される人は、役場へお早めにお申し込みください。

※申込期間経過後に入所申し込みの場合は、役場へお申し込みください。

問い合わせ先
本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111 内線761

水質事故を防止し 大切な水を守りましょう



水質事故とは、河川・湖沼・海域等に油や化学薬品等の汚染物質の流出や魚類がへい死する等の事故を言います。

水質事故が発生すると、水道の断水や農水産業へ影響などがあり、人々の生活に重大な被害を与えてしまうことがあるほか、河川、湖沼の水質や生態系に大きな影響を与えることがあります。

油の流失に
注意



農業施設からの流失



工事現場からの流失



農薬で胸ビレが反ったメダカ

・菊池川本川への油流出を防ぐため、オイルフェンスとオイル吸着マットを設置しています。



油流出事故処理の状況

・排水路から下流への油流出を防ぐため、オイル吸着マットを設置しています。

水質事故の発生原因で最も多いのが油の流出によるものです。

特に冬は暖房に灯油を使う機会が多くなるので、ちょっとした不注意で事故が起きてしまいます。油流出事故が起きると、河川の水は汚染され、農業用水や生活用水に汚染が広がり、地域の人たちの生活に大きな被害を与える結果となってしまいます。

また、後処理に細心の注意が必要で、人的負担・経済的負担も免れません。このような事態を未然に防ぐため、次の予防対策に心がけましょう。

また、水質事故は、本川に入りますと処理が非常に困難になりますので、支川における小規模な段階での処理が出来るように、流域住民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

油流出の予防対策

- ①灯油タンクと配管の接続部分にゆるみなどがないかの確認。
- ②配管の腐食や亀裂などの異常がないかの確認。
- ③灯油の減る量が早くないかの確認。
- ④家屋内や周辺が油臭くないかの確認。
- ⑤給油する時は目を離さない。
- ⑥屋外にあるタンク等は防油堤を設置する。

菊池川流域清流保全協議会

協議会構成機関：熊本県、熊本市、阿蘇市、菊池市、山鹿市、玉名市、合志市、大津町、和水町、南関町、玉東町、菊池川河川事務所

問い合わせ先
事務局 国土交通省 菊池川河川事務所 管理課
☎0968・44・2171 FAX0968・44・4673